

# 狭あい道路の拡幅整備について

問合せ

まち整備課 ☎(81)3901

道路は、日常の往来以外に、ゴミの収集や緊急車両の通行など、私たちの生活に欠かせないインフラです。

道路幅員の狭い地域では、通行しづらいためだけでなく、火災や事故発生時に消防車や救急車の進入に支障が出る場合があります。

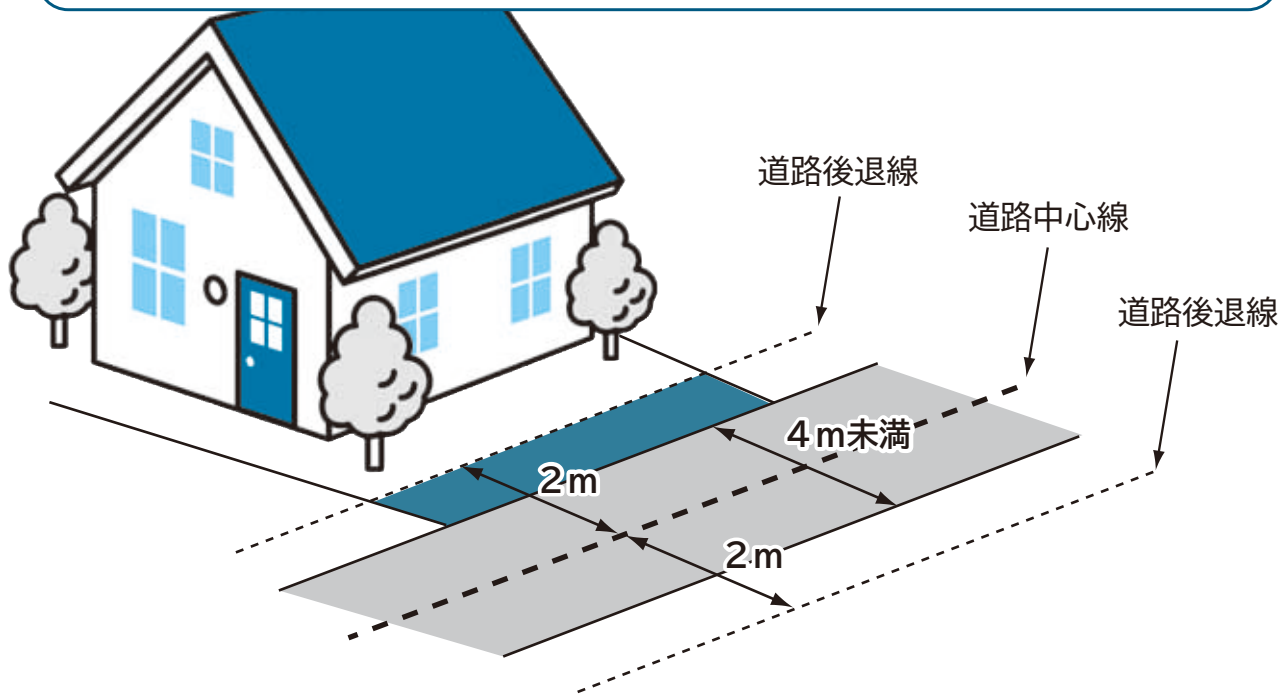
そのため、建物を新築・増築・改築などをするときには建築基準法の規定により、その敷地は幅員4m以上の道路に接していなければいけません。1.8m以上4m未満の道路について、道路幅員を4m以上とするための「道路後退」をすることが定められています。

町では、安心・安全な住みよいまちづくりを進めるため、道路後退によりご提供いただいた土地（後退用地）の買い取りと、舗装工事などを行っています。また、建築行為を伴わずに道路後退を行いたい場合でも、後退用地の買い取りと舗装工事などを行いますので、まち整備課までご相談ください。



町ホームページ  
ID 659

■ 町が用地を買い取り(または寄付受付)、現況に合わせた舗装工事などを施工します



道路後退概要図